

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内3例目）を受けた「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催結果について

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について確認しました。

1. 農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：肉用種鶏(約1.1万羽)

2. 経緯

- (1) 11月6日から8日にかけて、香川県は、本年国内1例目の発生（11月5日）に伴い、周辺農場の空舎となっている農場を除いた全ての農場に立ち入り、遺伝子検査及び抗体検査を実施し、当該養鶏場の飼養鶏の陰性を確認。
- (2) 11月10日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- (3) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (4) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (5) 同日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催。

3. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部開催結果概要

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について議論しました。同対策本部において、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

11月11日の香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザの発生は香川県における3例目の発生であり、続発している状況である。改めて、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1 (ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、(イ)農場から半径3km 以内の区域について移動制限区域の設定、(ウ)半径3km から 10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防

疫対策に必要な技術的助言を得る。

5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省課長級職員等の香川県への派遣を継続し、香川県と緊密な連携を図る。

6 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7 「疫学調査チーム」を派遣。

8 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。

9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は、報告されていません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385